入　札　参　加　申　請　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

郡山市長

　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　 代表者職氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　貴市において行う下記の制限付一般競争入札に参加したいので、入札参加申請をいたします。

なお、地方自治法施行令第167条の４の規定に該当していないこと及び申請書の記載事項に事実と相違ないことを誓約いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

　１　業務委託名　　田村スポーツ広場夜間照明ＬＥＤ化及び賃貸借業務

　２　施行場所　　田村スポーツ広場（郡山市田村町守山字権現内1-5）

　３　添付書類

（1）本業務を行う能力を有する他の法人（以下「協力事業者」という。）に、本業務の一部の役割を担わせる協力体制を構築して入札に参加する場合は、公告第５の１(2)の役割分担を示した役割分担表

（2）過去10年以内に、国又は地方公共団体と一契約金額1,000万円以上のＬＥＤ照明賃貸借（設置工事を含む。）業務契約を受注した実績（期間内にＬＥＤ照明の設置が完了しているもの）が確認できる資料（契約書の写し）

（3）受電設備の改修工事において、第一種電気工事士の資格を有する技術者を自社内から１名以上配置することが可能であることが確認できる資料（配置予定技術者調書）

（4）照明器具の取替工事において、電気工事士の資格を有する技術者を自社内から１名以上配置することが可能であることが確認できる資料（配置予定技術者調書）

（5）受電設備改修及び照明器具設置工事において、建設業法（昭和24年法律第100号）による建設工事の業種区分「電気工事業」の許可を受けている者であることが確認できる資料（建設業許可書の写し）

（6）賃貸借物品の保守管理において、郡山市内に保守拠点を有し、本契約に対応できる従業員を常時配置していることが確認できる資料（体制表等）

（裏面）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| はい | いいえ | 資　　　　　格 |
|  |  | 地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者である。 |
|  |  | 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年４月24日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月１日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月１日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中の者（入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でない。 |
|  |  | 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でない。  なお、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者である。 |
|  |  | 役員等が郡山市暴力団排除条例(平成24年郡山市条例第46号)第２条第２号に規定する暴力団員又は第８条に規定する社会的非難関係者と認められる者でない。 |
|  |  | （協力事業者と協力体制を構築して入札参加する場合は）本件における他の入札参加者及び協力事業者となっていない。 |
|  |  | （協力事業者と協力体制を構築して入札参加する場合は）以上の資格を全ての者が満たしている。 |

地方自治法施行令

　第１６７条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般

　　競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

　　一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

　　二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　　三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

　２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させない事ができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

　一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

　二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価

　　　格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

　三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

　四 地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり

職員の職務の執行を妨げたとき

　五　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

　六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求　　　を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき

　七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき